

一般競争入札の訂正公告

市川市長 田中 甲

下記の「一般競争入札の実施について」の公告を訂正します。

記

1. 公告番号 市川第20230309-0300-3号
2. 公告日 令和5年3月13日
3. 件名 資材搬送車の製造
4. 開札日時 令和5年3月29日（水）午後2時30分
5. 訂正内容 公告文

【訂正前】

7 低入札価格制度に関する事項

市川市低入札価格調査制度に関する要綱（以下「低入要綱」という。）に基づき調査基価格を設定し、調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、低入札価格調査を実施する。なお、低入札価格調査を行った結果、低入要綱第6条第5項により落札者としがない場合がある。また、調査をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、これらの者は再度の入札に参加できない。

9 契約の締結について

- (1) 落札者は、契約を締結するときは契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は、契約金額の100分の30以上の額の契約保証金を納めなければならない。また、落札者が市川市財務規則第117条第2項又は第3項第1号に該当する保証を付した場合は免除とする。

【訂正後】

7 最低制限価格制度に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用し、最低制限価格を設けているため、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格

以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (2) 市川市最低制限価格制度に関する要綱第3条に規定する最低制限価格を下回った申込みをした者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。
- (3) 失格者は、予定価格の範囲内の入札がない場合における再度の入札に参加できない。

9 契約の締結について

- (1) 落札者は、契約を締結するときは契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、落札者が市川市財務規則第117条第2項又は第3項第1号に該当する保証を付した場合は免除とする。